



Y's Consulting Limited

最新中国経済ニュース
2015年3月号 No.1503

上海事務所: 上海市黄浦区九江路 399 号華盛大廈 1007 室 (TEL:86-21-6352-2208)

蘇州事務所: 蘇州市蘇州工業園區翠園路 181 号商旅大廈 6 棟 1108 室 (TEL:86-512-6288-6988)

深圳事務所: 深圳市羅湖區建設路 1072 号東方廣場 10 樓 1010 室 (TEL:86-755-8831-6995)

会社ホームページ: <http://www.ys-consul.com.cn>

【INDEX】

中国法改正ニュース

1. 《外商投資産業指導目録(2015年改訂)》
2. 《小型微利企業に係る企業所得稅優遇政策に関する通達》
3. 2015年3月より施行の法律法規

主要經濟統計

中国最新情報: 上海・蘇州・深圳

中国法改正ニュース

1. 《外商投資産業指導目録(2015年改訂)》

通達番号: 国家發展改革委員會・商務部令第 22 号

公布日 : 2015年3月10日

国家發展改革委員會および商務部は、2015年3月10日付けで『外商投資産業指導目録(2015年改訂)』(国家發展改革委員會・商務部令第 22 号、以下『指導目録』)を公布しました。この度の『指導目録』の改訂は、2011年12月以来、約3年3ヶ月ぶりの改訂であり、計6度目の改定となります。

当該『指導目録』により、「制限類」が79項目から38項目へと大幅に削減されただけでなく、「合弁・合作限定」や「中国側持分支配」等の「外資出資形態」・「外資出資比率」が制限されている項目も82項目から46項目へと削減されており、外資参入の大幅な規制緩和が図られている一方で、一部の項目が新たに「禁止類」、「制限類」に分類された他、外資出資比率が引き上げられております。

1. 改訂の概要

(1) 『指導項目』における項目数

	2011年版	2015年版	備考
奨励類	354	349	
制限類	79	38	5項目追加
禁止類	38	36	5項目削減、4項目追加(1項目は範囲追加)
合計	471	423	

(2) 「合併・合作限定」や「中国側持分支配」等の「外資出資形態」・「外資出資比率」制限がある項目数

	2011年版	2015年版	備考
奨励類	47	18	
制限類	35	28	制限類からの除外以外による削減は2項目
合計	82	46	

2. 規制緩和

(1) 「制限類」からの削除: 79 目から 38 項目へ削減

業種	項目	
農・林・牧畜・漁業	稀少樹種原木の加工(合併、合作限定)	
	綿花(種綿)の加工	
採掘業	重晶石の探査、採掘(合併、合作限定)	
	ダイヤモンド、高アルミナ耐火粘土、ケイ灰石、グラファイト等の重要非金属鉱の探査、採掘	
	燐鉱、硫鉄鉱の採掘、選鉱、塩湖、塩水資源の抽出	
	アスカライト等の採掘	
	天青石の採掘	
	海洋マンガン団塊、海砂の採掘(中国側持分支配)	
製造業	以下の業種における全ての項目を削除 飲料製造業(黄酒・名産白酒の生産(中国側持分支配)) タバコ製品業 石油加工・コークス・核燃料加工業 化学原料・化学製品製造業 医薬品製造業 化学繊維製造業 汎用設備製造業 専用設備製造業	
	電解アルミ・銅・鉛・亜鉛等の有色金属の製錬	
	電力・ガス・水生産・供給業	
	交通運輸・倉庫・郵便業	鉄道貨物輸送公司
		出入国自動車輸送公司
	卸売・小売業	直接販売、通信販売、ネット販売
		植物油、砂糖、原油、農薬、農業用フィルム、化学肥料の卸売・小売・配送(30 超の分公司を設立して複数サプライヤーから異なる種類・ブランドの商品を販売するチェーン店は(中国側持分支配))
		音響・映像製品(映画を除く)の販売(合作限定)

	精製油の卸売
金融業	ファイナンス会社、信託公司、マネーブローカー公司
	保険ブローカー公司
不動産業	全ての項目(3項目)を削除 大規模総合土地開発(合弁・合作限定) 高級ホテル、高級オフィスビル及び国際会議展覧センターの建設・経営 不動産の中古市場での取引及び不動産仲介またはブローカー公司
科学研究・技術サービス・地質探査業	輸出入商品検査・鑑定・認証公司
	撮影サービス(空中撮影など特殊技術撮影サービスを含むが測量航空撮影は含まない、合弁に限る)
文化・体育・娯楽業	娯楽施設の経営(合弁・合作限定)

※上記の他、「法律コンサルティング」は、制限類から禁止類へ変更

(2) 「禁止類」からの削除: 38 項目から 36 項目へ削減(6 項目削減(内、一部削除 1 項目))

業種	項目
製造業	飲料製造業 ・伝統工芸である茶および特殊茶の加工(名産茶・黒茶等)
	電気機械および器材製造業 ・開口式(酸性霧直接外部放出式)鉛酸電池等の電池の製造
	工業品およびその他の製造業 ・脱胎漆器の生産 ・ホウロウ製品の生産 ・発癌性、催奇形性、突然変異誘発製品及び持久性有機汚染物製品の生産
文化・体育・娯楽業	ゴルフ場・別荘の経営(一部削除)

(3) 「外資出資形態」・「外資出資比率」の削除: 82 項目から 46 項目へ削減(制限類からの除外以外による削減は 2 項目)

業種	項目
交通運輸・倉庫・郵便業	電信会社: 増値電信業務(外資比率が 50%を超えないこと) から「e コマース」を除外
卸売・小売業	穀物の買収、穀物、綿花の卸売・小売(30 超の分公司を設立して複数サプライヤーから異なる種類・ブランドの商品を販売するチェーン店は(中国側持分支配))から「中国側持分支配」を削除

1. 規制強化

(1) 「制限類」への追加: 5 項目追加(内、一部追加 1 項目含む)

業種	項目
製造業	原料糖の加工
	自動車完成車、専用自動車およびオートバイの製造(中国側持分比率は50%を下回らず、同一の外商は国内で2社以下(2社を含む)の同類(乗用車類、商用車類、オートバイ類)の完成車製品を生産する合弁企業を設立することができる。中国側合弁パートナーと共同して国内のその他の自動車生産業を合弁する場合は、2社の制限をうけない)。
交通運輸・倉庫・郵便業	公務飛行、空中遊覧(中国側持分支配)(一部追加)
教育	高等教育機関(合作に限り、中国側持分支配)
	幼児教育(合作に限り、中国側持分支配)
衛生・社会サービス	医療機関(合弁・合作限定)

(2) 「禁止類」への追加:6項目追加(内、一部追加3項目含む)

業種	項目
製造業	核燃料の生産(一部追加)
卸売・小売業	葉タバコ・巻きタバコ、再乾燥タバコおよびその他のタバコ製品の卸売・小売
リース・ビジネスサービス業	中国法律事務所コンサルティング(中国法律環境影響に関する情報の提供を除く)。
科学研究・技術サービス・地質探査業	世界政区地図等の地図の作成、地球物理等の調査(一部追加)
文化・体育・娯楽業	文物競売を経営する競売企業、文物商店
	インターネット出版サービス(一部追加)

(3) 「外資出資形態」・「外資出資比率」の引き上げ:3項目

業種	項目
金融業	証券会社の外資出資比率を3分の1から49%に引き上げ
リース・ビジネスサービス業	市場調査(合弁・合作限定)の内、ラジオ・テレビ視聴率調査に「中国側持分支配」を追加
教育	普通中等教育機関(合作限定)に「中国側持分支配」を追加

当該『指導目録』は、2015年4月10日より施行となります。

http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201503/t20150313_667332.html

2. 《小型微利企業に係る企業所得税優遇政策に関する通達》

通達番号: 財税[2015]34号

公布日: 2015年3月13日

財税部および国家税務総局は、2015年3月13日付けで『小型微利企業に係る企業所得税優遇政策に関する通達』(財税[2015]34号、以下『34号通達』)を公布しました。

当該『34号通達』により、企業所得税に関する優遇政策を享受することができる「小型微利企業」の範囲が拡大されております。

1. 内容

年間課税所得が20万元以下(20万元含む)である「小型微利企業」は、課税所得の50%を課税所得とし、20%の企業所得税率により企業所得税を納付する。

なお、『34号通達』が施行になる以前は、当該企業所得税の優遇政策を享受することが認められるのは、年間所得が10万元以下(10万元含む)の「小型微利企業」に限定されておりました(財税[2014]年34号)。

2. 小型微利企業

(1) 工業企業: 「従業員数」が100人を超えず、「総資産額」が3,000万元を超えない(企業所得税法实施条例第92条)。

(2) その他の企業: 「従業員数」が80人を超えず、「総資産額」が1,000万元を超えない(企業所得税法实施条例第92条)。

3. 従業員数および資産総額

年度四半期平均値により判断いたします。

(1) 年度四半期平均値 = 各四半期平均値の和/4

(2) 四半期平均値 = (四半期首 + 四半期末) ÷ 2

当該『34号通達』は、2015年1月1日より施行となります。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1517141/content.html>

2015年3月より施行の法律法規

2015年3月より施行される主要な法律法規は以下の通りである。

《中華人民共和国政府調達法实施条例》(国务院令第658号)

2015年1月30日公布、2015年3月1日施行

主要経済統計

2015年2月主要経済統計

固定資産投資: 34,477.42億元(前年同期比+13.9%)

貿易総額: 2,777.62億米ドル

第一次産業: 553.56億元(前年同期比+36.3%)

輸出総額: 1,691.9億米ドル(前年同期比+48.3%)

第二次産業: 13,055.22億元(前年同期比+11.5%)

輸入総額: 1,085.7億米ドル(前年同期比-20.5%)

第三次産業: 20,868.63億元(前年同期比+14.8%)

貿易収支: 606.2億米ドル

本統計データは中国統計局の数値によるものである。掲載項目は毎月変更する可能性があります。

中国最新情報

【上海】上海ディズニーランド、5 エリアが下半期にテスト運営段階へ

開園を当初予定していた 2015 年末から 16 年春に延期することが明らかになり、話題となった上海ディズニーランドについて、4 日までに、アドベンチャー アイルなど 5 エリアが今年下半期にもテスト運営段階に入ることが明らかになった。上海の市街地とディズニーランドを結ぶ地下鉄も今年年末までに試運転を行える条件が整う見込みだ

上海ディズニーランドの建設は計画通り進んでおり、アドベンチャーアイル、トゥモローランド、トレジャー・コーヴ、ファンタジーランド、メイン入口・ファンタジー・ガーデンの 5 エリアのアトラクション施設や演出セットの設置が今年上半期に完了し、下半期にはテスト段階に入る予定。高級ブランドのアウトレットモールも近く完成するという。

地下鉄 11 号線の羅山路駅からディズニーランド駅の区間は今年上半期に、信号の調整や駅の内装工事、設置などが完了し、年末には試運転できる条件が整う計画だ。

2 月 18 日、ディズニーランド内の上海ディズニーランドホテルの主体工事が完成した。だがこれと同時に開園が 16 年春に延期されるとのニュースが流れた。これについては、米ウォルト・ディズニーのロバート・アイガー会長兼最高業務執行役員は「上海ディズニーランドの建設の規模と複雑性、春節、春に予想される来場者数などを総合的に検討した結果」と説明している。

規模を拡大し、アトラクションを増加させるため、ウォルト・ディズニーは上海ディズニーランドの建設に、さらに 8 億ドルの資金を投じることを決めている。

【蘇州】蘇州工業園区-国土不動産管理事務推進会が開催

3 月 24 日午前、蘇州工業園区国土不動産管理事務推進会は現代ビルの国際会議ホールで開催された。同会議で過去一年間、園区の国土不動産管理事務経験がまとめられ、2015 年度園区の国土不動産管理事務の任務が配置された。

園区工作委員会副書記、管理委員会主任の楊知評氏は発言の中で、国土不動産部門が園区の経済社会の発展への重要な貢献を高く評価した。そして、不動産固定資産投資と経営性用地の譲渡を計画以上達成したこと、「不動産一枚の設計図」の数回入賞、集約用地のレベルが国土資源部に高く評価されたこと等も十分に肯定した。当面、国土不動産管理事務は残された土地資源が日増しに少なくなり、耕地占用の補償制度のバランスを取れた圧力が日増しに際立っていることで、高効率な集約用地が任重くして道遠し、「土地占用率」の向上が強く望まれ、不動産物件管理に関する問題の解決も強く望まれている等五つの方面における際立った問題に直面している。それゆえ、楊知評氏は認識をさらに向上させ、困難を乗り越え、より厳しい要求、より高いレベル、より新しい構想、より優れた措置で問題の解決を推進すべきだと要求した。

【広東省】**《「深圳前海深港現代サービス業合作区における外債マクロプロードンス管理試行実施細則」の印刷・配布に関する通達》**

通達番号：深外管[2015]4 号

公布日：2015 年 3 月 6 日

国家外貨管理局深圳分局は、2015 年 3 月 6 日付けで『「深圳前海深港現代サービス業合作区における外債マクロプロードンス管理試行実施細則」の印刷・配布に関する通達』（深外管[2015]4 号、以下『4 号通達』）を公

布いたしました。

当該『4号通達』により、深圳前海深港現代サービス業合作区において登記する企業(以下、「区内企業」)は、外債の締結に際し、旧来の「投注差管理モデル」および新たに施行される「外債マクロプロードンス管理モデル」を選択適用することが認められます。

1. 概要

	「投注差管理モデル」	「外債マクロプロードンス管理モデル」
外債限度枠	投注差	前年度純資産の2倍
中長期外債	中長期:発生額管理	中長期:残高管理

2. その他留意点

(1) 選択適用

区内企業は、「投注差管理モデル」による外債締結を選択することも可能であるが、一旦選択したら管理モデルを変更してはならない。

(2) 外債限度枠

① 全額の借入を行なったノンリボルビング外債

「未償還元本残高」により計算。

② その他の外債(リボルビング外債、全額の借入を行っていない外債)

「契約額」により計算。

(3) 外債登記

外債契約締結後 15 営業日以内に、国家外貨管理局深圳分局に外債登記手続を申請しなければならず、その際に前年度の監査を経た財務諸表の提出が必要となる。

http://www.szscjg.gov.cn/xxgk/xxfb/gg/201411/t20141128_2714617.htm